

令和5年度 第1回
八尾市都市計画審議会

議 案 書

年月日 令和5年11月9日(木)
場 所 八尾市役所本館8階 第2委員会室

令和5年度 第1回
八尾市都市計画審議会付議案件一覧表

議案番号	案 件 名	決定権者	頁
114	東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について	八尾市	1

議案第114号
八都都政第798号
令和5年10月31日

八尾市都市計画審議会会長 様

八尾市長

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

標記について、都市計画法第21条第2項において準用する同法
第19条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（八尾市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考	図面番号
渋川町第2	渋川町一丁目地内	約 0.36 ha	区域変更	1 /32
南久宝寺第9	南久宝寺三丁目、 龍華町一丁目地内	約 — ha	廃止	2 /32
八尾木北第16	八尾木北六丁目地内	約 — ha	廃止	3 /32
八尾木北第12	八尾木北六丁目地内	約 0.06 ha	区域変更	3 /32
東山本新町第7	東山本新町四丁目地内	約 — ha	廃止	4 /32
弓削町南第1	弓削町南一丁目地内	約 0.08 ha	区域変更	5 /32
刑部第14	都塚北二丁目地内	約 0.24 ha	区域変更	6 /32
新家町第13	新家町六丁目地内	約 1.78 ha	区域変更	7 /32
新家町第19	新家町六丁目地内	約 0.21 ha	追加	7 /32
垣内第2	垣内一丁目地内	約 0.12 ha	区域変更	8 /32
南久宝寺第3	南久宝寺一丁目地内	約 0.07 ha	区域変更	9 /32
空港第4	空港一丁目地内	約 — ha	廃止	10 /32
田井中第3	田井中二丁目地内	約 — ha	廃止	11 /32
八尾木第12	八尾木四丁目地内	約 0.47 ha	区域変更	12 /32
西山本町第5	西山本町三丁目地内	約 0.51 ha	区域変更	13 /32
南木の本第16	南木の本九丁目地内	約 0.19 ha	区域変更	14 /32
渋川町第4	渋川町一丁目地内	約 — ha	廃止	1 /32
垣内第9	黒谷四丁目地内	約 0.81 ha	区域変更	15 /32
黒谷第14	黒谷四丁目地内	約 0.13 ha	追加	15 /32
恩智北町第1	恩智北町一丁目地内	約 0.10 ha	区域変更	16 /32
八尾木北第5	八尾木北二丁目地内	約 — ha	廃止	3 /32
八尾木北第4	八尾木北二丁目地内	約 0.08 ha	区域変更	3 /32
老原第35	老原一丁目地内	約 0.91 ha	区域変更	17 /32

名 称	位 置	面 積	備 考	図面番号
東山本町第8	東山本町七丁目地内	約 0.37 ha	区域変更	18 /32
教興寺第2	教興寺一丁目地内	約 0.10 ha	区域変更	19 /32
南木の本第2	南木の本三丁目地内	約 0.18 ha	区域変更	20 /32
大字都塚第11	都塚二丁目地内	約 0.18 ha	区域変更	6 /32
空港第3	空港一丁目地内	約 0.05 ha	区域変更	10 /32
恩智北町第10	恩智北町四丁目地内	約 1.29 ha	区域変更	21 /32
太田第16	太田六丁目地内	約 — ha	廃止	22 /32
福万寺町南第2	福万寺町南二丁目地内	約 0.20 ha	区域変更	23 /32
老原第31	老原八丁目地内	約 — ha	廃止	24 /32
神宮寺第8	神宮寺四丁目地内	約 — ha	廃止	25 /32
福万寺町第1	福万寺町五丁目地内	約 0.12 ha	区域変更	26 /32
長池町第9	長池町三丁目地内	約 0.31 ha	区域変更	30 /32
萱振町第10	萱振町二丁目地内	約 0.04 ha	区域変更	27 /32
沼第13	沼四丁目地内	約 — ha	廃止	28 /32
高砂町第6	高砂町五丁目地内	約 0.30 ha	区域変更	29 /32
小畑町第3	小畑町三、四丁目地内	約 0.17 ha	区域変更	30 /32
小畑町第16	小畑町四丁目地内	約 0.40 ha	区域変更	30 /32
長池町第3	長池町三丁目地内	約 — ha	廃止	27 /32
黒谷第3	黒谷二丁目地内	約 0.72 ha	区域変更	15 /32
東山本新町第1	東山本新町三丁目地内	約 — ha	廃止	4 /32
旭ヶ丘第13	旭ヶ丘二丁目地内	約 0.74 ha	区域変更	13 /32
老原第21	老原三丁目地内	約 0.13 ha	区域変更	32 /32
山本町南第8	山本町南二丁目地内	約 0.06 ha	追加	31 /32
小 計		約 11.48 ha		
北本町第1他565地区		約 108.65 ha	変更なし	
合 計	611地区	約 120.13 ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

八尾市の市街化区域内の優れた環境機能および多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資するため、本案のとおり生産緑地法第3条の規定に基づく都市計画決定権者の判断による生産緑地地区の追加変更を行うものである。また、同法第10条の規定に基づく買取申出後の行為制限解除による区域変更並びに廃止を行うものである。